



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 2
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 4
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業立地推進課） 5
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課） 7
- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育支援課） 9

規 則

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 10
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 11
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 11

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 特定退職者（整理退職など本人の責めによらない理由により退職した者をいう。以下同じ。）のうち災害により退職を余儀なくされたもの等に対し、失業者の退職手当の支給日数を延長できる措置を講ずることとした。（第12条第10項関係）
- 2 特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。）又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため住所又は居所を変更する者を移転費に相当する退職手当の支給対象者に加えることとした。（第12条第11項関係）
- 3 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対し、失業者の退職手当の支給日数を延長できる暫定措置を講ずることとした。（附則第12項関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。（附則第2項関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び6の一部は、平成30年1月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 小規模不動産特定共同事業の登録及び登録更新の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 2 この条例は、平成29年12月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。
① うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、関係規定を改める。（第3条、第4条、第6条、第14条及び第15条関係）
- 2 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。
① 新たに整備する航空機整備施設の名称及び位置を定める。（第2条関係）
② 航空機整備施設の管理を指定管理者に行わせるため、関係規定を改める。（第3条関係）

- ウ 航空機整備施設の施設使用料の徴収根拠を定める。 (別表関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から、5は公布の日から施行することとした。 (附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)
- 5 うるま地区内賃貸工場、うるま地区内企業立地サポートセンター及び航空機整備施設の指定管理者の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、1又は2の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができることとした。 (附則第3項及び第4項)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 宜野湾港マリーナに整備する船舶上下架施設の使用料及び水上オートバイの陸置場使用料の徴収根拠を定めることとした。 (別表第5関係)
- 2 与那原マリーナに整備する船舶上下架施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。 (別表第6関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。 (別表第6備考関係)
- 4 この条例は、平成29年12月1日から施行することとした。ただし、2は、平成30年3月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

- 1 修業年限の最終の学年の3月分の授業料について、その納付期限を改めることとした。 (第3条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。 (第4条及び第8条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則)

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第23号

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

第12条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附則に次の1項を加える。

12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由るもの」とあるのは
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定するにより就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

當であると認めたもの

とする。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した沖縄県職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第12条第11項（第5号に係る部分に限り、沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第24号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3不動産特定共同事業の許可申請手数料の項の次に次のように加える。

小規模不動産特定	不動産特定共同事業法第41条第	1件につき60,000円
----------	-----------------	--------------

共同事業の登録申請手数料	1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	
小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき60,000円

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第25号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

第1条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条中「（別表を除き、以下「那覇地区」という。）」を「、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター（以下「那覇地区等施設」という。）」に改める。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に、「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 那覇地区等施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

第6条中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改める。

第14条第1項中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条第2項中「うるま地区内賃貸工場、うるま地区内企業立地サポートセンター及びうるま地区内素形材産業振興施設（以下「うるま地区内施設」という。）」を「うるま地区内素形材産業振興施設」に、「うるま地区内施設の」を「うるま地区内素形材産業振興施設の」に改める。

第15条第1項及び第2項中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条第3項中「うるま地区内施設」を「うるま地区内素形材産業振興施設」に改める。

第2条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先	を
」		
沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先	に改める。
航空機整備施設	那覇市字大嶺260番	

第3条第1項中「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」の次に「、航空機整備施設」を加える。

別表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 航空機整備施設

種別	単位	金額
航空機整備施設使用料	月額	23,296,100円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から、附則第3項及び第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、同条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）中相当する規定があるものは、第1条改正条例の規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの第1条改正条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、第1条改正条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

4 航空機整備施設の第2条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（以下「第2条改正条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、第2条改正条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第26号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表以外の部分中「ディンギー型ヨット」の次に「及び水上オートバイ」を加え、同表第3項中

「

揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	1,620円
クレーン使用料	上架又は下架1回につき	1,820円

」

揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	1,620円	に
--------	-------------	--------	---

改め、同項を同表第5項とし、同表第2項の次に次の2項を加える。

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月末満の場合 1艇1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	8,960円
使用期間が1年の場合 1艇につき	93,480円

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料																	
	艇長5 メート ル未満 のもの	艇長5 メート ル以上 のもの	艇長6 メート ル以上 のもの	艇長7 メート ル以上 のもの	艇長8 メート ル以上 のもの	艇長9 メート ル以上 のもの	艇長10 メート ル以上 のもの	艇長11 メート ル以上 のもの	艇長12 メート ル以上 のもの	艇長13 メート ル以上 のもの	艇長14 メート ル以上 のもの	艇長15 メート ル以上 のもの	艇長16 メート ル以上 のもの	艇長17 メート ル以上 のもの	艇長18 メートルを 超えるもの			
上架又は下架1 回につき	1,820 円	1,920 円	2,020 円	2,120 円	2,220 円	2,370 円	2,520 円	2,670 円	3,270 円	3,870 円	4,470 円	5,270 円	6,070 円	6,870 円	6,870円に18メー トルを超える1 メートルまでごと に1,000円を加算 した額			

別表第5備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。

別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料															
	艇長5 メート ル未満 のもの の	艇長5 メート ル以上 のもの の	艇長6 メート ル以上 のもの の	艇長7 メート ル以上 のもの の	艇長8 メート ル以上 のもの の	艇長9 メート ル以上 のもの の	艇長10 メート ル以上 のもの の	艇長11 メート ル以上 のもの の	艇長12 メート ル以上 のもの の	艇長13 メート ル以上 のもの の	艇長14 メート ル以上 のもの の	艇長15 メート ル以上 のもの の	艇長16 メート ル以上 のもの の	艇長17 メート ル以上 のもの の	艇長18メートルを 超えるもの の	
上架又は下架1 回につき	1,820 円	1,920 円	2,020 円	2,120 円	2,220 円	2,370 円	2,520 円	2,670 円	3,270 円	3,870 円	4,470 円	5,270 円	6,070 円	6,870 円	6,870円に18メー トルを超える1 メートルまでごと に1,000円を加算 した額	

別表第6備考4中「(昭和58年政令第13号)」を削り、同表備考5中「(昭和35年総理府令第60号)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は、平成30年3月1日から施行する。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第27号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条第5項を同条第6項とし、

同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限の最終の学年（以下この項において「最終学年」という。）の3月分の授業料は、2月10日までに納付しなければならない。ただし、学年の中途において入学し、又は復学した日の属する月が最終学年の2月又は3月である場合は、入学又は復学した日から起算して10日を経過した日までに納付しなければならない。

第4条第2項中「前条第2項又は第3項」を「前条第3項又は第4項」に改める。

第8条中「第3条第5項本文」を「第3条第6項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第40号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同条第3号中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同条第4号中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同条第5号中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（条例第12条第10項第2号に規定する規則で定める者）

第13条の2 条例第12条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつて、同号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 条例第12条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第41号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第256号の次に次の2号を加える。

256の2 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料

256の3 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第42号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号及び第3号中「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」の次に「、うるま地区内賃貸工場又はうるま地区内企業立地サポートセンター」を加える。

「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区的管理に係る指定管理者の指定を受けたい

第1号様式中で、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定より申請します。

の 「
に を { 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
うるま地区内賃貸工場
うるま地区内企業立地サポートセンター } の管理に係る指定管理者の指定を受け
に改め

」 たいので、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第5条の
規定により申請します。」

る。

第11号様式（裏）中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に、「うるま地区内施設」を「うるま地区内素形材産業振興施設」に改める。

第2条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第17条第1号及び第3号中「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」の次に「、航空機整備施設」を加える。

別表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 航空機整備施設

種別	単位	金額
航空機整備施設使用料	月額	23,296,100円

第1号様式中 「{ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
うるま地区内賃貸工場
うるま地区内企業立地サポートセンター } を 「{ 沖縄国際物流拠点産業集積
航空機整備施設
うるま地区内賃貸工場
うるま地区内企業立地サ

地域那覇地区 }

ポートセンター

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第25号。以下「一部改正条例」という。）第2条の規定の施行の日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 一部改正条例附則第3項の規定により準備行為として行うるま地区内賃貸工場及びるま地区内企業立地サポートセンターの指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第1条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定及び第1号様式の例による。
- 3 一部改正条例附則第4項の規定により準備行為として行う航空機整備施設の指定管理者の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定及び第1号様式の例による。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号